

## 第1回浦安市自立支援協議会 議事要旨

### ○「障がい」の表記について

法律名、団体名等固有の名称を除き「障害」は「障がい」と、「害」を「がい」とひらがな表記します。

(例) 障がい者福祉センター、身体障がい者福祉センター など

### ○委員名の表記について

障がい当事者あるいはそのご家族である委員のプライバシーの保護の観点から、また、委員は団体等を代表としてご参加いただいていることから、発言者の名称には、団体名等を掲載します。

1. 開催日時 令和6年7月30日(火) 14:00～15:30

2. 開催方法 東野パティオ2F 第3・4会議室(オンラインと併用)

### 3. 出席団体名

淑徳大学(会長)、社会福祉法人パーソナル・アシスタンスとも(副会長)、和洋女子大学、浦安手をつなぐ親の会、浦安市視覚障害者の会トパーズクラブ、浦安市聴覚障害者協会、社会福祉法人敬心福祉会、社会福祉法人佑啓会、社会福祉法人千楽、労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団、社会福祉法人なゆた、順天堂大学医学部附属浦安病院、株式会社舞浜コーポレーション、浦安市社会福祉協議会、市川保健所(市川健康福祉センター)、福祉部、こども発達センター

### 4. 議題

- (1) 令和6年度自立支援協議会について
- (2) 令和5年度基幹相談支援センター事業報告について
- (3) 令和5年度日中サービス支援型グループホームの報告について
- (4) 令和5年度地域生活支援拠点事業実績について
- (5) 令和5年度権利擁護に係る報告について

## 5. 資料

参考資料	浦安市自立支援協議会設置要綱
議題1資料1	令和6年度自立支援協議会について
議題1資料2	自立支援協議会の新旧対照表について
議題2	令和5年度基幹相談支援センター事業報告について
議題3	令和5年度日中サービス支援型グループホームの報告について
議題4資料1	令和5年度地域生活支援拠点事業実績について
議題4資料2	令和5年度地域生活支援拠点事業実績について
議題5資料1	令和5年度権利擁護に係る報告（虐待）
議題5資料2	令和5年度権利擁護に係る報告（差別）
参考資料	合理的配慮の提供
参考資料	虐待・差別のないやさしいまちをめざして

## 6. 議事

### （1）令和6年度自立支援協議会について

事務局から説明を行った。各委員からの意見は次のとおり。

会長：議題1についてということで、令和6年度の本協議会は、少し体制を変えて進んでいくということが、ご提案いただいたところでございます。皆様からご質問ご意見ございましたらちょうだいできますでしょうか。特に皆様からご質問ご意見がないようでしたら、次の議題に進めさせていただきたいと思います。

### （2）令和5年度基幹相談支援センター事業報告について

社会福祉法人パーソナル・アシスタンスともから説明を行った。各委員からの意見は次のとおり。

会長：相談支援体制の維持と基幹相談支援センターの動きについてご報告いただきました。皆様からご質問ご意見等ございましたら承りたいと思います。それでは、口火を切って、皆さんがご発言しやすいように、ご質問申し上げます。人材育成のところ、大変大事な役目を果たして下さっていると思うのですが、地域の相談支援事業所の中で、基幹主催の研修会に参加する事業所が7割、参加しない事業所が3割ということで二分化しているということですが、このあたりのところ、今後どういふかたちで良いものを生み出していだこうと考えているのでしょうか。

社会福祉法人パーソナル・アシスタンスとも：参加がなかなか難しい事業所さんというのが実は1人職場の事業所さんであるという特徴がございます。また兼業といえますか相談支援とは別に事業をおこなっているという特徴があり、非常に相談支援専門員さんたちも兼務の中、頑張っているという特徴があるので、こちらにどうぞお越してくださいということだけでは難しいのかと思っております。参加がなかなか難しい方たちのお時間に合わせて少し個別的な、例えばモニタリング訪問であったり、メールやZoomの活用等も含めて、少し流動的な対応をしていく必要があるのかと思っております。参加が難しい事業者さんたちからお聞きするのが、たまたま曜日と開催時間が合わないとか、諸般の事情があり、決して参加をしたくないということではないと聞いていますが、具体的に皆さんがそろそろ時間や場所だけに注目していると、この問題は改善しないのかなと思っておりますので、少し細かい丁寧なヒアリングを試みたいと思っておりますのでございます。

会長：ありがとうございます。大変丁寧に、実はこういう事情があつてということも含めて、ご説明いただきました。他に皆様から、基幹相談支援センターの働きにつきまして、何かご質問ご意見ありますでしょうか。残念ながら私口火を切りましたが、どなたも続かないようなので、よろしいでしょうか。

### (3) 令和5年度日中サービス支援型グループホームの報告について

社会福祉法人佑啓会から説明を行った。各委員からの意見は次のとおり。

会長：ただいま日中サービス支援型グループホームの運営状況についてご報告をいただきました。皆様からご質問ご意見ございましたら、ちょうだいできますでしょうか。いかがでしょうか。では、また質問させていただきますが…すみません失礼いたしました。先にですね、お声が上がりました、浦安手をつなぐ親の会からご質問お願いいたします。

浦安手をつなぐ親の会：はい。すみませんありがとうございます。今のご報告ありがとうございました。今のご報告を伺っても知的障がいの利用者の方が、かなりの割合を占めていらっしゃることはよくわかったのですが、年齢的な分布がもし、分かれば教えていただけますか。よろしく願いいたします。

社会福祉法人佑啓会：細かい数字はでないのですがざっと言うと40代前半から50代の方となっています。

浦安手をつなぐ親の会：分かりました。ありがとうございます。

会長：すみません。私からご質問させていただきます。日中サービス型のところで、区分2の方がいらっしゃいますが、状況を教えていただきたいのが1つと、通過型という運用ということですが、令和5年度において、退所された方がいるかいないか。いる場合にはどのような形での退所先があるのか教えてくださいと幸いです。お願いいたします。

社会福祉法人佑啓会：まず区分2の方について、そもそもの話からさせていただきますと、私どもがグループホームに入居するに当たりましては、市の方に、事前に登録をしていただいた入居待機者リストの中から、様々な支援度ですとかご家庭の状況ですとか、そういったものを数値化した上で点数の高い方から入っていただくということになっています。区分2の方につきましても、年齢等様々なのですが、ご家庭の状況や、ご家庭の近い将来を見た上で、ご入居いただいて、次のステップに行けるような準備や、課題の抽出ということで取り組んでいるところでございます。男性1名、女性1名で、男性の方がまだ20代ぐらい、女性の方が40代でございます。ただ区分2なので、正直申しまして私の肌感からするとすぐにでも次のところに行けそうな方なのですが、ご家族が二の足を踏んでしまっているところもございまして、なかなか変化に対して敏感なところがあるので慎重に進めているところでございます。あと昨年度、通過型という中で、次のステップに移行された方なのですが、ごめんなさい。ちょうど年度替わりで、一昨年だったか昨年度末だったかと思うのですが、私の今のざっとした記憶からすると、2名の方が退去されたという認識でおります。1名の方は、我々の方で入居している期間において、入院の期間などが長くなって、退院する際に、通常のグループホームでは、医療的ケアの部分も含めまして難しいであろうということで、次のステップを考える上で、一旦自宅に帰られました。もう1名の方は、浦安市内にある他のグループホームに移行された方が1名いらっしゃいます。

会長：丁寧なご説明ありがとうございました。恐れ入ります。他に委員の皆様、どうでしょうかご質問ご意見はありますでしょうか。どうぞ、お願いいたします。

聴覚障害者協会：利用者の状況の中で、内訳というのがあります。身体障がい者と書いてありますが、5人の中に聴覚障がい者や視覚障がい者の方はいらっしゃるのでしょうか。参考までに教えていただきたいのでお願いします。

社会福祉法人佑啓会：今ご質問いただきました、私どものグループに入居されている身体障がいと言われる方の中で、聴覚と視覚の方は今いらっしゃらないという状況です。ほとんどの皆さんが肢体不自由の方ですとか、高次脳機能障がいなど、四肢の障がいのある方でございます。

会長：他に皆様からいかがでございましょうか。この報告評価シートを拝見いたしますと、市町村協議会記入欄というのがございますので、要望・助言・評価ということが求められております。今質問があれば声を上げていただければと思いますし、ご意見あれば、ぜひともよりよい本部の運営に生かすようなご意見を賜ることができればというふうに思います。ここではよろしいでしょうか。

#### (4) 令和5年度地域生活支援拠点事業実績について

事務局・社会福祉法人パーソナル・アシスタンスとも・社会福祉法人佑啓会から説明を行った。各委員からの意見は次のとおり。

会長：ただいまですね、ご説明をそれぞれの分担に沿ってご説明いただいたところでございます。ご質問ご意見ありましたらちょうだいできますでしょうか。拠点の動きという部分のところでは、事業者の獲得が難しいというような話もありましたし、また、浦安市では緊急の対応で、いろいろな会議が有効に機能していて、先ほどの話の中でもありました通り、令和4年、5年と分離をした人は7人ということで、課題が残る人はいつも、新しい方を迎え入れているのですが、それ以外の方々も、きちっと繋がっているというご報告もございました。安心感のあることだったかなと思いますが、よろしいでしょうか。

#### (5) 令和5年度権利擁護に係る報告について

事務局から説明を行った。各委員からの意見は次のとおり。

会長：障がい者虐待、また障がい者差別に関する対応状況等についてのご説明でございました。皆様からご質問、ご意見ありますでしょうか。いかがでしょうか。今の説明にもありましたが、虐待でないという認定をした場合でも、継続的にその家庭に対応が行われているということも大変安心感のある報告だったかなと思いますが、いかがでございましょう。よろしいでしょうか。ご報告ありがとうございました。今日与えられた議題は以上となります。最後ですが皆様から何か伝えておきたいということがございましたら、いただきたいと思いますがよろしいでしょうか。では事務局から何か連絡等ありますでしょうか。

事務局：本日はありがとうございました。事務局の方から3点ほどお伝えしたいことがございます。皆様の方にお配りさせていただいた2枚のカラー刷りのチラシですね、こちらの、1つ目。合理的配慮が義務化されたことについてのチラシです。2つ目につき

ましては、障害者虐待防止法及び、障害者差別解消法について浦安市障がい者権利擁護センターの障がいの紹介のチラシとなっているところです。浦安市で、こちらを作成して周知しておりますので、皆様ご覧いただければと思ひまして配付させていただきました。委員の中にはよくご存じの方もいらっしゃると思ひますけれども、今一度ご覧いただき、さらに理解を深めていただければと思ひます。また参加された委員の皆様におかれましては、これを機に周知いただけると幸いです。まとまった数が必要ということであれば、ご用意できますので、どうぞ障がい事業課までお知らせください。以上1点目です。2点目です。先ほど議題1でもお話させていただきました、テーマ別部会のテーマにつきましては、8月6日の火曜日まで、障がい事業課の代表メール、またはお電話でご連絡いただければと思ひます。テーマが決定しましたら、委員の皆様にはお知らせする予定でございますので、よろしくお願ひいたします。最後です。次回第2回自立支援協議会の会議日程につきましては、テーマ別部会終了後の3月中を予定しております。期日が近くなりましたら、時間や開催場所を含めまして、改めてご案内させていただきます。事務局からは以上になります。

会長：ありがとうございます。委員の皆様におかれましては、今ご依頼いただきましたテーマ別部会の検討内容に是非ともお声を上げいただければというふうに思ひます。私もいろいろ説明会や様々な場所でお手伝ひしていますが、こういった形で、集中的に1つのテーマを取り上げるというのは、初めて浦安市で出会いました。すごくいい形だと思ひて拝見しているところでございます。だからこそ良いテーマを、皆様から地域の中にある個別的な課題を地域の課題にしていくためにもお願ひ申し上げたいと思ひます。それでは、よろしいようであれば、本日の会議を終了させていただきます。本日はお忙しい中ご参加いただきまして、ありがとうございます。

## 7 閉会

令和6年7月30日(火)  
午後2時00分～午後3時30分  
東野パティオ第3・第4会議室

令和6年度第1回 浦安市自立支援協議会 次第

- 1 開会  
新委員・事務局紹介
  
- 2 議題
  - (1) 令和6年度自立支援協議会について
  - (2) 令和5年度基幹相談支援センター事業報告について
  - (3) 令和5年度日中サービス支援型グループホームの報告について
  - (4) 令和5年度地域生活支援拠点事業実績について
  - (5) 令和5年度権利擁護に係る報告について
  
- 3 閉会

## 令和6年度浦安市自立支援協議会について

### 1. 法的根拠及び目的

自立支援協議会（以下「協議会」という。）は、障害者総合支援法第89条の3に規定され、市等の地方公共団体は、関係機関や団体等から構成される協議会を設置し、その中で、関係機関等の連携強化や、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うこととされています。

#### 〔障害者総合支援法（一部抜粋）〕

第89条の3 地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される協議会を置くように努めなければならない。

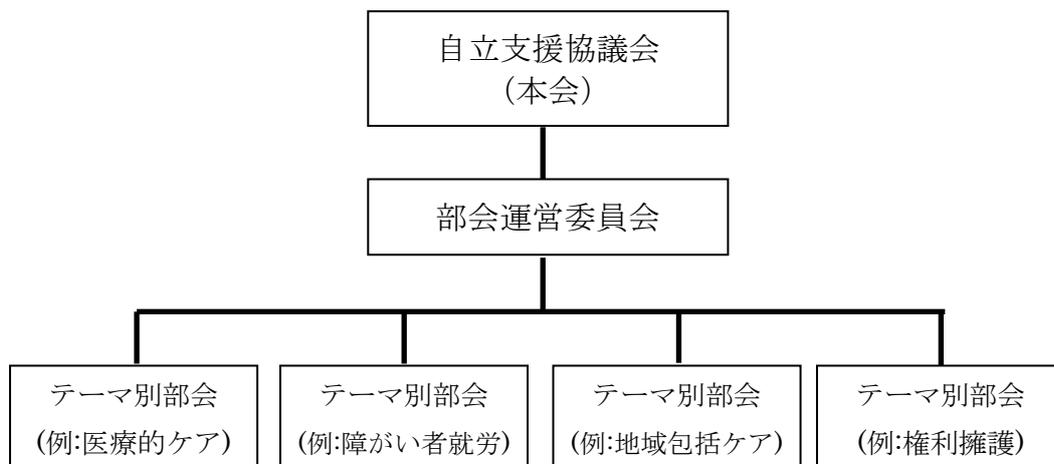
2 協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への適切な支援に関する情報及び支援体制に関する課題についての情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

### 2. 組織

#### (1) 自立支援協議会（本会）及び部会運営委員会、テーマ別部会

協議会は、協議事項を円滑に処理するため、部会運営委員会を設置し、協議を進めます。また、部会運営委員会ではテーマ別部会で協議するテーマ及び委員を選定し、主な議題の他、別途取り扱う議題を決定します。

#### 【体系図】



※昨年度までは「地域生活支援」「権利擁護」「就労支援」「こども」の4つの部会として運営していました。

名 称	目 的	主 な 議 題
自立支援協議会 (本会)	障がいのある人もない人も共に暮らしやすいまちづくりに関し、関係機関による定期的な協議を行う。	地域課題の整理と対応に関する事項
		障がい者福祉計画の進捗について
		基幹相談支援センターの事業についての検証及び評価
		地域生活支援拠点の検証及び評価
		日中サービス支援型共同生活援助の検証及び評価
部会運営委員会	地域の障がい者等の支援体制に係る課題整理と社会資源の開発、改善に関する報告を行う。	地域課題を洗い出し、テーマを選定
		テーマ別部会の委員を選出（5～15名）
テーマ別部会	部会運営委員会で選定したテーマについて諸問題の解決に向けて協議し、課題解決に向けた活動を行う。	テーマごとに取り扱う議題を協議の上、決定します。
		1テーマにつき概ね6回程度を予定

(2) 研修会・講演会等

地域課題に関する対応、情報共有を図るため、必要に応じて、地域課題等に関する研修会・講演会等を開催します。

(3) 開催回数（予定）

①協議会：年2回（7月・3月）

②部会運営委員会：年2回（8月・2月）

③テーマ別部会：年6回程度（月1回 9月～2月を予定）

	令和6年										令和7年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
①自立支援協議会													
②部会運営委員会													
③テーマ別部会													

### 3. 部会運営委員会と各テーマ別部会の連携体制について

① 部会運営委員会は、会議毎に「各テーマ別部会等に意見収集すべき事項」を確認し、各テーマ別部会等へ協議の依頼等を行います。

また、各テーマ別部会から収集した意見について議論を行った上で、フィードバックを行います。

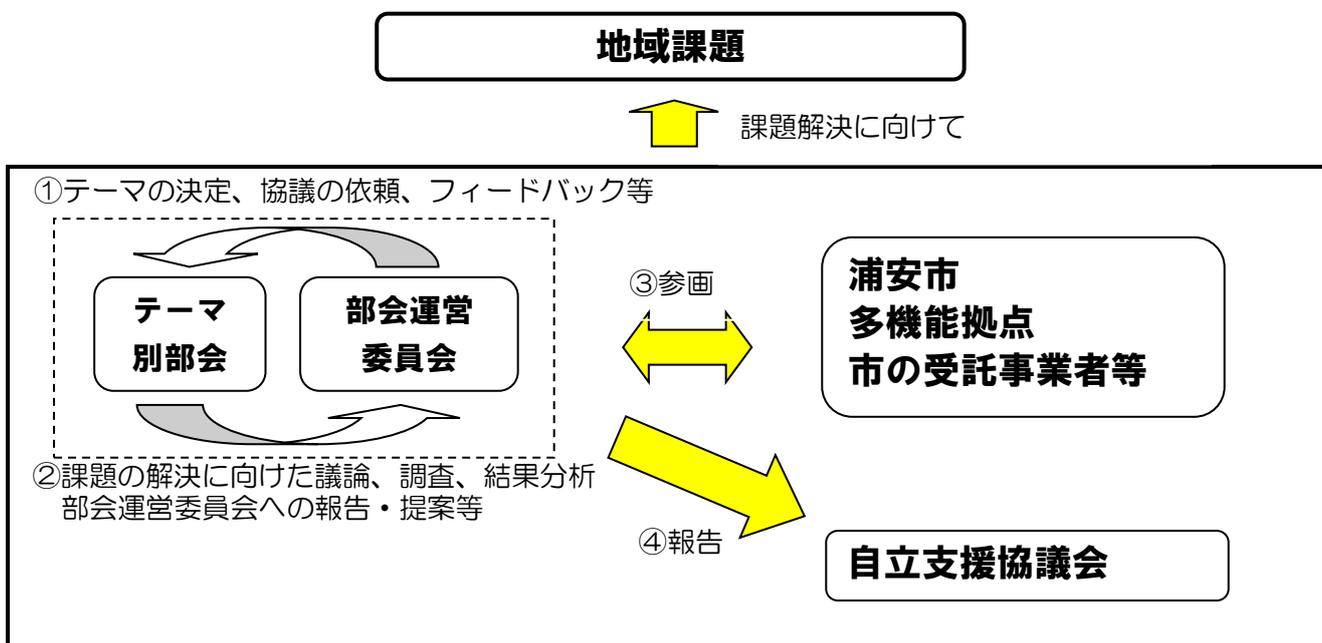
② 各テーマ別部会は、部会運営委員会の依頼を受けて議論を行う他、各テーマ別部会における「主な課題」の解決に向けた議論、調査、結果分析、報告・提案等を行います。

また、必要に応じて、独自にアンケート調査や団体ヒアリング等も実施し、根拠を持った報告ができることを目指します。

なお、会議開催毎に「部会運営委員会へ報告・提案すべき事項」を確認し、部会運営委員会へ報告・提案等を行います。

③ 多機能拠点運営事業者、市の受託事業者等は、必要に応じて各テーマ別部会に参画し、市の地域課題を把握するとともに、各事業における工夫や改善を図ります。

④ 第2回自立支援協議会で、テーマ別部会での協議事項の報告を部会運営委員会より受けるとともに、協議会における論点整理を行います。



### 4. 任期

委員の任期は3年間（令和9年3月31日まで）とします。

## 5. 報償

協議会：1回あたり 会長 9,500円 委員 9,000円

※ただし、次に相当する場合は、報償の支払いの対象となりません。

- ・ 指定管理者、委託事業者に所属する委員
- ・ 介助者及び意見聴取のために参加する方

## 6. 代理出席

協議会：代理人の出席はできません。

## 7. 会議と議事要旨の公開

- ・ 協議会

協議会の会議と議事要旨は、原則公開とします。ただし、個人情報等に関する事項を審議する場合及び審議に際し個人情報等に触れる可能性がある場合は、会議の全部又は一部を公開しないこととします。

※議事要旨には、委員名を記載せず「法人名又は団体名」のみ表記します。

## 8. 事務局

浦安市福祉部障がい事業課

■自立支援協議会 運営概要比較

《R6.7.30 現在》

		今期 (R6)	前期 (R5)	変更内容	
委員任期		<u>3年間</u> R6.7.30~R9.3.31	<u>1年間</u> R5.7.6~R6.3.31	任期の変更 (1年間→3年間)	
委員数	本 会	<u>25名以内</u>	<u>20名以内</u>	人数の変更 (20名→25名)	
	部 会	—	同 上	部会を廃止	
委 員 内 訳	本 会	会長、副会長を含む会員	会長、副会長及び各部会委員		
	<u>部会運営委員会</u>	<u>委員長、副委員長を含む委員</u>		部会運営委員会を新設	
	<u>部会→テーマ別部会</u>	リーダー、サブリーダーを含む委員	リーダー、サブリーダーを含む委員	部会を廃止しテーマ別部会に変更	
構 成	本 会	本会の下、 <u>部会運営委員会</u> を設置	本会の下、4つの部会を設置	構成の変更	
	<u>部会運営委員会</u>	<u>本会の下、テーマ別部会</u> を設置		部会運営委員会を新設	
	<u>部会→テーマ別部会</u>	<u>部会運営委員会で決定したテーマ10以内</u> <u>1テーマにつき6回を予定 (人数は5~15名)</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域生活支援部会</li> <li>・権利擁護部会</li> <li>・就労支援部会</li> <li>・こども部会</li> </ul>	部会を廃止しテーマ別部会に変更	
議 題	本 会	地域課題の共有、関係機関との連携強化、地域の実情に応じた体制の整備等に関する事	地域課題の共有、関係機関との連携強化、地域の実情に応じた体制の整備等、並びに障がい者福祉計画策定に関する事	障がい者福祉計画策定に関する事を削除	
	部 会 ↓ テ ー マ 別 部 会	地域生活支援部会	部会運営委員会において、取り扱う議題を協議、会長による承認を得たのち決定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用ニーズに応じた住まいの場について</li> <li>・災害弱者支援体制の充実について</li> <li>・その他、部会において、取り扱う議題を決定</li> </ul>	部会運営委員会において、取り扱う議題を協議、決定
		権利擁護部会		<ul style="list-style-type: none"> <li>・8050問題を事例とした包括的な支援体制について</li> <li>・障がい者等の権利擁護に係る事項等について</li> <li>・その他、部会において、取り扱う議題を決定</li> </ul>	同 上
		就労支援部会		<ul style="list-style-type: none"> <li>・重度障がいのある方の就労について</li> <li>・障がい者の就労の場の拡大について</li> <li>・その他、部会において、取り扱う議題を決定</li> </ul>	同 上
		こども部会		<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療的ケア児の支援について</li> <li>・こどもの暮らし (居場所) について</li> <li>・その他、部会において、取り扱う議題を決定</li> </ul>	同 上
その他	懸案事項等		令和6年度における部会構成については、令和5年度における各部会での議論を基に、「分野別」から「テーマ別」への移行を検討予定		

※下線部が変更点

## 令和5年度 基幹相談支援センター運営事業 事業報告

### 1. 業務時間と職員体制

職員体制	窓口開設時間	相談対応時間	窓口開設時間外は
常勤4名 非常勤 常勤換算1名以上	月～金 9:00～19:00 土 9:00～17:00	24時間 365日	緊急携帯電話にて 対応

### 2. 個別の相談対応

	実施内容（令和5年4月～令和6年3月）
実人数	298人（男性156人、女性131人、不明11人）  〔内訳〕匿名相談11%、後方支援17% 基幹自らが主担当となっている方23% 短期間で対応終了した事例及び委託相談支援事業者に対応要請した割合49%  〔年齢内訳〕障がい児10% 障がい者90% 10歳未満 2% 10代 13%、20代 18%、30代 16%、40代 13% 50代 15%、60代 7%、70代 2%、不明 14%
延べ人数	17,100人
相談件数	22,443件
障がい種別割合 （実人数）	精神 29% 知的 18% 発達 15% 難病 7% 身体 5% 身・知 4% 知・精 2% 身・精 2% 高次脳 2% 重心 1% その他 15%  〔特徴〕昨年同様、相談対応実人数は精神障がいのある方への支援が一番多くなっている。
障がい種別割合 （延べ人数）	知的 28.9% 精神 15.9% 難病 15.5% 発達 10.4% 知・精 9.1% 重心 6.0% 身・知 5.1% 高次脳 2.7% 身・精 1.1% 身体 0.4% その他 4.9%  〔特徴〕難病を罹患されている方からの問い合わせが増加傾向にある。
相談形態	訪問 495件 来所 317件 同行 95件 電話 4442件 メール 415件 関係機関との連携 10672件 関係者会議 142件 その他 522件

<p>対応時間</p>	<p>窓口開設時間内 16092 件          窓口開設時間外対応 1008 件（全体の 5.9%）</p> <p>〔特徴〕 窓口開設時間外対応は令和 4 年度と比べ減少傾向。状態がきわめて不安定だった複数の精神障がいの方が医療につながったことで、頻発していた警察や保健所、ご家族との対応件数が減少したことが理由の一つとして考えられる。</p> <p>〔対応内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 知的障がいのある方（きょうだいで生活）の突発的な健康異変に対応するための緊急的な通院同行（救急外来）。</li> <li>・ 通所中の重複障がいのある方への救急搬送後の病院への駆けつけ、医療機関への情報提供、家族等との連絡調整。</li> <li>・ 不安定な状態にある精神障がいの方ご本人、ご家族への対応（必要に応じた警察、保健所との連携）</li> <li>・ 市民からの緊急要請対応を受け、緊急通院への同行、市長同意での入院調整。</li> <li>・ 就労などの理由で、窓口開設時間外での訪問や来所面談が必要な方への対応。</li> </ul>
-------------	--

2-1 地域の相談支援事業所への後方支援（困難ケース・ピアスーパービジョン）

	実施内容（令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月）
<p>実人数</p>	<p>50 人（男性 29 人、女性 21 人）</p> <p>〔実施内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出口支援会議等への参加。</li> <li>・ 困難事例における地域の相談支援事業所との役割分担を行い、基幹相談支援センターも支援チームの一員として稼働。</li> <li>・ 具体的な支援方針の設定、具体的な支援の手立て等についての提言、助言。</li> <li>・ 介護保険と障害福祉サービス併用の方への福祉サービス利用について居宅介護支援事業所との連携。</li> <li>・ 福祉サービスの利用が難しくなった方への支援基盤再構築のためのアセスメント実施（面談への同席など）。</li> <li>・ 基幹相談支援センターから引き継いだ事例について、支援状況が混迷した際の助言、必要に応じた協働。</li> </ul> <p>〔どのような事例についての相談が多いか〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 世帯に支援が必要な方が複数いる事例               <ul style="list-style-type: none"> <li>※キーパーソンの設定が難しい、家族関係が複雑、心理的に距離が近く介入や精神的自立を図ることが親子間で難しい</li> <li>※8050 世帯</li> <li>※家族に障がいがある、または疑われる状態にある世帯</li> </ul> </li> </ul>
<p>延べ人数</p>	<p>1150 人</p>
<p>相談件数</p>	<p>1911 件</p>

### 3. 基幹相談支援センターに係る事業

#### 3-1 総合的・専門的な相談支援

① ワンストップ相談窓口としての機能を持たせ、既存のサービス等では解決困難な生活課題を抱えている、あるいは福祉による支援に繋がっていないなど、支援困難な障がい児・者等への総合的・専門的な相談支援の実施。	
② 夜間・休日の対応を含め、24時間365日体制とする。	
③ 相談ミーティング開催（事例検討、スーパービジョン）	45回

#### 3-2 地域の相談支援体制の強化と取組み

##### ①地域の相談支援事業者の人材育成の支援

実施内容	講師	対象者	開催回数	参加人数
グループスーパービジョン	武蔵野大学教授 岩本 操氏	相談支援専門員 及び相談員	6, 7, 9, 10, 11, 1, 2月 に開催 合計7回	のべ109名
相談支援実務者会議	—	相談支援実務に 携わっている相 談支援専門員及 び行政職員	5回	18名 21名 15名 18名 25名

※地域の相談支援事業所（16事業所＝基幹相談除く）で、基幹主催の研修会等に参加する事業所（7割）、参加しない事業所（3割）と2グループに二分していることから、今後の改善が必要な事項となっている。

②関係機関（相談支援事業者、身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員、高齢者、児童、保健・医療、教育、就労等に関する各種の相談機関等）との連携強化及び年2回以上の連携会議を実施（※連携会議はコロナウイルス感染予防のため定員の半分を上限として開催）

実施内容	講師	対象者	実施日	参加人数
連携会議 テーマ：「支援が必要な人を取り残さない防災について考える」机上訓練実施	和洋女子大学 高木憲司氏	相談支援事業者・ 民生委員・身体/知 的障害者相談員・ 各種相談機関等職 員	11月9日	35名

③ 地域生活支援拠点の運営上の課題や仕組み、地域課題について検討し、機能強化を図る。令和3年度から開始した障がい種別ごとの委託相談支援事業者（3か所）との相談体制構築のための協議及び相談体制に関する課題解決のための検討。

実施内容	対象者	実施回数	特徴
<p>地域生活支援拠点運営会議</p> <p>〔目的〕 面的整備を担う事業所への拠点機能の周知と連携促進／5つの機能強化</p>	<p>基幹相談支援センター職員、多機能拠点運営事業者、行政職員</p>	<p>年 10 回 開催</p>	<p>①拠点の機能ごとに課題を整理して、発生している事象についての分析、考察を行った。</p> <p>②体験の機会・場、地域づくり（サービス提供体制強化）に関しては面的整備促進を目的として、登録事業者（グループホーム）との意見交換を行い、グループホーム体験利用促進のための活用ツールを作成した。</p>
<p>委託相談事業者連絡調整会議</p> <p>〔目的〕 浦安市の相談体制（3層構造）構築と課題整理</p>	<p>基幹相談支援センター職員、委託相談支援事業所職員、行政職員</p>	<p>年 10 回 開催</p>	<p>①今年度、委託相談支援事業所の受託事業者の変更等によりメンバー構成が変わったことから実績の取り方や3層構造の相談体制における役割分担等についての認識共有を図った。</p> <p>②中核地域生活支援センターくらし、重層的支援体制整備事業担当者との意見交換を実施。</p> <p>③計画相談支援事業所の不足への対応策検討のため、セルフプランの取り扱い等についてのアンケート調査を実施（千葉県基幹相談支援センター連絡会ネットワークを活用）</p> <p>④事例検討の実施</p>

- ④ 専門的技術を有する者（医師、弁護士）を必要に応じて確保し、地域の相談事業の支援体制を図る

※基幹相談支援センターでは、嘱託医（精神科医）1名・弁護士1名を配置。

実施内容	講師	対象者	実施回数	
<p>嘱託医による相談、高い専門性が求められる困難・多問題ケースについて、よりよい支援を提供するために助言・指導を受ける</p>	<p>精神科医 山科 満氏</p>	<p>相談員他</p>	<p>9 回開催</p>	
実施内容	講師	対象者	実施日	参加人数
<p>公開事例検討会 「利用者さんは、どんな人？ 事例を元に見立力を高めよう」</p>	<p>精神科医 山科 満氏</p>	<p>医療・教育・福祉分野の対人援助に関わる支援者</p>	<p>9月21日</p>	<p>29名</p>

### 3-3 権利擁護・虐待の防止

実施内容	対象者	
成年後見制度利用支援事業（相談等）の実施及び障がい者等に対する虐待を防止するための取組み	35名	年間通じた個別ケースにて支援

### 4. 住居入居等支援事業(居住サポート事業)

実施内容	対象者	
24時間支援 緊急対応が必要となる場合における相談支援、関係機関との連絡・調整	30名	年間通じた個別ケースにて支援
居住支援のための関係機関によるサポート体制の調整、利用者の生活課題に応じ関係機関から必要な支援を受けられるよう調整		

※親元からの自立、権利擁護の視点からの住まいの分離検討、病気で障がいを負い身体状況にあった住まいが必要となった、経済的な理由からの住み替えが必要となった、通過型グループホームで生活しているため転居先を見つける必要がある、グループホームから一人暮らしへの転向、精神科病院からの地域移行のための住まい探しなどの理由で、一般賃貸住宅の情報提供（市営県営含む）を行ったが、実際に民間の賃貸アパートが見つかり転居された方は2名に留まっている。

### 5. その他

#### ◇連絡調整会議

内 容	開催回数
毎月1回以上開催し、作成した日報・月報、業務記録等に基づいて、前月の運営状況を報告する。また今月のスケジュール・運営上の留意点等について、市側と情報を共有化する。	12回

◇浦安市自立支援協議会・浦安市障がい者福祉計画策定委員会への参加

内 容	参加回数
<p>[自立支援協議会] 令和5年度度基幹相談支援センターの実績について報告した。</p> <p>[幹事会] 会長に部会運営状況を報告し、会長からの助言、提言等を部会運営に活かし、部会活動に参加した。</p> <p>[策定委員会] 委員会への参加、地域課題や施策についての意見表明だけでなく、パブリックコメントを提出し、障がい者福祉計画策定に取り組んだ。</p> <p>[権利擁護部会] リーダーとして参加。8050 問題実態把握調査結果を元に、8050 世帯に出会った際に、それぞれの立場で何が出来るか、何が課題になるのかという事等について議論。また、令和6年4月に改訂となった差別解消法の浦安市での取り組みについての共有と委員から課題となることに対する意見聴取を行った。</p> <p>[就労支援部会、地域生活支援部会] 委員として参加。</p>	<p>自立支援協議会 4回 幹事会 3回 合同部会 1回 障がい者福祉計画策定委員会 4回 (※書面開催を含む)</p> <p>権利擁護部会 3回</p> <p>就労支援部会 3回 地域生活支援部会 3回</p>

◇利用者アンケート

内 容	実施回数
相談支援の質の向上を目指し、個別の相談支援を提供している利用者を対象にアンケート調査を実施。	1回

◇研修講師活動

<ul style="list-style-type: none"> <li>● 令和5年度千葉県相談支援従事者初任者研修（インターバル実地研修）</li> <li>● 令和5年度千葉県相談支援従事者現任研修（インターバル実地研修）</li> </ul>
---

## 5 令和5年度の取り組みから見える地域課題

<サービス提供体制に関する地域課題>

- 障がいの重い方たちの住まいの不足についての手当てが必要である。身体障がい、知的障がいの方の8050問題については、居住資源の確保が喫緊の課題となっている。
- 医療的なケアが必要な方が利用できる短期入所先が無く、家族がレスパイト支援を受けることができない。(通所先も容易には見つからない)
- 夜間、早朝、祝日や週末などの個別支援を担うヘルパーが足りない。平日の時間帯においても、身体介護が伴うケアの担い手を見つけることができず当事者及び家族が困っている。
- 行動障がいがある子どもたちが利用できる放課後等デイサービスが見つからない(障がいの重い子どもたちへの療育支援)
- グレーゾーンの子どものために適した社会資源が無く、結果、家族だけが子どもたちへの支援を担うこととなり、家族関係の悪化、子どもの自尊感情の低下、不登校期間の長期化等につながっている。

<領域横断で対応が必要な地域課題>

- 8050世帯支援の促進
- 引きこもり、不登校状態にあった子どもたちの義務教育終了後の社会参加支援
- 精神疾患等の障がいがある親御さんと子どもたちへの支援(ヤングケアラーの課題)
- 障がいのある子どもたちの就園、就学時における進路決定
- 教育と福祉の連携難

<関係性支援、広報、周知に関連した地域課題>

- 孤立、孤独、セルフネグレクト状態にある方を発見した際のつなぎ先の明確化
- 障がいのある子どもを育てているご家族同士の繋がりを創るきっかけとなる場や機会が必要。(障がい理解、受容、子離れ、親離れ)
- 障がいのある人もない人も「ともに生きる」風土と文化の醸造

報告・評価シート

【報告日 令和6年7月30日】

【評価日 令和6年7月30日】

項目	【事業所記入欄】							
1 施設概要	事業者名	ふる里学舎浦安			人員配置	日中		
	指定日	令和2年	11月	1日		世話人	生活支援員	
	所在地	千葉県浦安市東野1-8-3				2人	4人	
	定員数（共同生活援助）	19人				(常勤換算後)	(常勤換算後)	
	定員数（短期入所）	5人				2人	4人	
	共同生活住居数	19戸				夜間		
	【住居の内訳】	【定員数の内訳】				世話人（夜間）	世話人（夜間）	
	ふる里学舎浦安	10名				1人	3人	
ふる里学舎浦安	9名			(常勤換算後)	(常勤換算後)			
				1人	3人			
2 利用者状況 (令和6年3月31日現在)	障害支援区分	人数			内訳	主な障害種別利用者人数（重複はそれぞれ記入）		
	非該当	0人				身体	総数：	5人
	区分1	0人					主に日中GHで過ごす人数：	1人
	区分2	2人				知的	総数：	13人
	区分3	0人					主に日中GHで過ごす人数：	0人
	区分4	2人				精神	総数：	0人
	区分5	6人					主に日中GHで過ごす人数：	0人
	区分6	7人				難病等	総数：	1人
合計	17人			主に日中GHで過ごす人数：	1人			
項目	【事業所記入欄】 具体的な内容				【市町村協議会等記入欄】 要望・助言・評価			
3 利用者の主な日中の活動について	・GH内で主にどのような日中サービスを提供しているか。 1名が日中をGHで過ごしています。進行性の難病もあり、訪問看護や訪問リハを導入しながら生活されています。世話人や生活支援員は、食事や入浴の介助等、常時身辺面の支援をするほか、本人の体調に合わせて無理のない範囲で近隣の散策等しています。							
	・外部の日中活動サービス等の利用人数及び内容について 前項「2 利用者状況」記載の利用者のうち、外部の日中活動サービスの利用者人数： 16人							
	平日は生活介護や就労継続支援B型、週末は日中一時支援を利用される方もいます。計6事業所へそれぞれ通われて、日々連絡ツール等を活用して情報共有をしています。							
4 利用者に対する地域生活の支援状況について	・利用者に対して外出や余暇活動の支援に努めているか。 それぞれのサービス等利用計画に即した生活スケジュールにより週末等に様々な外部サービスや自宅で過ごされる方が殆どです。GHでコロナウイルスが5類に移行し、少しずつ外出などの機会を増やしています。日常的に四季折々の企画で、季節にあった特別な食事や、外注を取り入れるなどして、イベントを実施しています。							
	・体験の利用等のニーズに対応しているか。 令和5年：実2名 延36日							
	他のGH入居者の次の生活の場を検討する際の、第三者的視点による見立てをするため							

5 支援体制の確保について	<p>・日中・土日を含めた常時の支援体制が確保されているか</p> <p>世話人、生活支援員は常時配置されています。 週末・平日ともに日中、夜間4名常駐しています。</p>					
項目	【事業所記入欄】 具体的な内容	【市町村協議会等記入欄】 要望・助言・評価				
6 地域に開かれた運営について	<p>・家族や地域住民との交流の機会が確保されているか。</p> <p>週末に自宅に帰る方、または家族がGHへ面会に来られる方など様々です。立地の特性上、近隣住民との直接的交流はないものの、運営法人として隣のマンション理事会と協力してイベントの運営に参加しています。</p> <p>・実習生やボランティアを積極的に受け入れているか。</p> <table border="1" data-bbox="355 533 903 595"> <tr> <td data-bbox="355 533 587 595">受け入れ人数</td> <td data-bbox="587 533 903 562">実習生： 10人</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="587 562 903 595">ボランティア： 0人</td> </tr> </table> <p>大学等の社会福祉士取得のための実習</p>	受け入れ人数	実習生： 10人		ボランティア： 0人	
受け入れ人数	実習生： 10人					
	ボランティア： 0人					
7 短期入所の併設について	<p>・地域で生活する障害のある方を積極的に受け入れているか。</p> <p>定期的な利用や、スポットでの利用併せて、令和5年度は延1,416日受け入れました。</p> <p>・緊急・一時的な支援等の受け入れに対応しているか。</p> <p>地域生活支援拠点の多機能拠点として緊急受入をしています。また、浦安市障がい者緊急時支援事業と連携して緊急対応をしています。緊急用に1室は確保していますが、要請が重なった場合は定員外で受け入れています。</p>					
8 相談支援事業者や他のサービス事業所との連携状況について	<p>当該GHは浦安市として通過型GHと位置付けられていることもあり、次の生活環境を検討する場として支援をしています。そのため、通常のモニタリングとは別に、次の目標とそれに向けた進捗状況などを行政、相談、GHと入居者を交えて検証する場を設けています。</p> <p>また、一部入居者は訪問看護や訪問リハ、居宅介護を導入して生活されている方もおられ、情報共有を図って支援をしています。</p>					
9 その他						

## ■令和5年度地域生活支援拠点事業実績（令和6年3月31日時点）

令和6年3月31日現在の地域生活支援拠点の事業実績について、以下のとおり報告します。

### ○登録事業所（事業所別）

登録事業所数	総数	内 訳									
		相談系	GH	短期入所	生活介護	就労系	訪問系	児童系	日中一時	移動支援	その他
	62	16	6	4	6	13	3	8	4	1	1
市内事業所数	226	18	10	6	10	23	56	55	19	25	4

（説明）市内226事業所中、62事業所（27%）が地域生活支援拠点の登録を行っている。引き続き、地域生活支援拠点事業への参画（登録）を促進していく。

### ○登録事業所（担う機能）

登録事業所数	実数	内 訳				
		相談機能	緊急時受入れ・対応	体験の機会・場	専門的人材の確保・養成	地域の体制づくり
	62	15	19	31	10	58

（説明）障がい者等一時ケアセンターに加え、令和2年11月、東野パティオ内に緊急時の受入れを行う短期入所事業所が開設され、その後も民間による短期入所事業所の整備が進んだことにより、以前と比べ緊急時の受入れ体制が充実しつつあると評価できるが、引き続き、障がい特性に対応したきめ細やかな支援体制が求められている。また、障がいのある方の地域移行等を推進するための「体験の機会・場」の充実を図るとともに、医療的ケアや行動障がいのある方への支援も行える人材を確保するための養成を行うなど、今後も取組みを進める必要がある。

#### ①相談機能

基幹相談及び委託相談、特定相談とともに地域定着支援を活用してコーディネーターを配置し、緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能。

#### ②緊急時受入れ対応

短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障がい者の状態の変化等の緊急時の受入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能。

#### ③体験の機会・場

地域移行支援や親元からの自立等にあたり、グループホーム等の障がい福祉サービスの利用や、一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能。

#### ④専門的人材の確保・養成

医療的ケアが必要な方や行動障がいを有する方、高齢化に伴い障がい重度化した方等に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能。

#### ⑤地域の体制づくり

基幹相談及び委託相談、特定相談、一般相談等を活用してコーディネーターを配置し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能。

○「拠点会議」(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

拠点会議 開催実績	総件数		主催内訳			
			基幹相談支援センター主催		他支援機関主催	
	実件数	延件数	実件数	延件数	実件数	延件数
	0	0	0	0	0	0

(説明) 拠点会議は、困難ケースの支援に窮する支援機関が、現在、関わっている支援機関だけではなく、地域生活支援拠点全体での支援体制を構築したい場合に、当該支援機関(主に相談支援事業所を想定)が関係機関を招集して会議を開催し、地域生活支援拠点全体での支援策を講ずることを目的としています。拠点会議を活用し、利用者支援の構築をしていくために、今後も相談支援事業所へ活用事例、方法等の周知を行ってまいります。

○緊急対応 (令和5年4月1日～令和6年3月31日)	事前登録 実人数	総件数		内訳			
				事前登録済		未登録	
		実人数	延件数	実人数	延件数	実人数	延件数
緊急駆け付け(緊急時支援事業)	36人	8人 (身5・知3)	94回 (身71・知23)	8人	94回	0人	0回
緊急受け入れ(短期入所)		19人	38人	15人	34人	4人	4人

(説明) 緊急時支援事業の利用に係る事前登録を行っている方は合計36人、そのうち8人(主たる障がい、身体障がい5人、知的障がい3人)の方に緊急対応(訪問)を行いました。  
緊急時支援事業については、潜在的に必要としている方へのアプローチや、相談支援専門員等への更なる周知等、今後も検証を行ってまいります。

令和5年度 緊急ショートステイ利用実績

1. 多機能拠点

氏名	年代	種別	SS利用期間	支給	契約	入口	出口	出口支援会議	拠点会議	その後
A	10	身体	2	○	○	両親の都合	自宅へ			
B	未就学	知的・児童	2	○	○	子育て短期利用希望だが定員いっぱいのため	自宅へ			
			2	○	○	子育て短期利用希望だが定員いっぱいのため	自宅へ			
C	20	知的	2	○	○	母、葬儀参列のため	自宅へ			
D	20	知的	3	○	○	母の入院	自宅へ			母の体調を考慮し、現在は市外GHへ
			2	○	○	母の入院	自宅へ			
			2	○	○	本人の不穏。母への暴力。	自宅へ			
			2	○	○	本人の不穏。母への暴力。	自宅へ			
			3	○	○	母の入院	自宅へ			
E	20	身体	5	○	○	日中一時の予約を失念し前日に気づくが、予約が取れず、支援者が不在になるため	自宅へ			本人の精神状態や家族との関係悪化、サービス調整がうまくいかないなど様々な理由で緊急利用を繰り返す。R6現在も状況に変化なし。
			5	○	○		自宅へ			
			1	○	○		自宅へ			
			2	○	○	夜間支援者が不在になるため	自宅へ			
			1	○	○		自宅へ			
			3	○	○	日中利用予定であった事業所が当日利用できなくなり、支援者が不在になるため	自宅へ			
			2	○	○		自宅へ			
			1	○	○		自宅へ			
2	○	○	親の帰りが遅く、自宅での生活が困難なため	自宅へ						
F	30	精神	1	○	○	夫と離れたいという本人の希望	自宅へ			
G	10	知的・児童	3	○	×	親族の法事	自宅へ			
H	30	知的・精神	5	○	○	母との関係悪化	自宅へ	○		
I	40	知的	2	○	○	父の入院	自宅へ			
			3	○	○		自宅へ			
			2	○	○		自宅へ			
J	40	知的	3	○	○	昼夜逆転。母との距離を置くため	自宅へ			
K	20	知的	4	○	○	母がコロナに罹患	自宅へ			
L	50	身体	6	○	○	自宅リフォームのため	自宅へ			7/23～8/3はGH体験利用に切替。母のヘルプコールある反面、共依存的で一緒にいないのも不安
			4	○	○	母、遠方への葬儀参列のため	自宅へ			
M	20	知的	18	○	○	母の入院	GHへの入居			
N	30	精神	3	×	×	両親がコロナに罹患	自宅へ		○	緊急の妥当性や、相談など支援者不在のため
O	20	知的	4	×	×	母の入院	自宅へ	○		今後のサービス利用について
P	10	児童	2	×	×	家族との関係悪化	自宅へ	○		児相や市内機関含めた会議
Q	50	身体	2	○	×	母が腰痛で支援困難	自宅へ			母は入院となり介護者不在のため本人も入院
R	20	知的	37	○	○	家族への暴力や破壊行為	GHへの入居			
S	10	知的・児童	2	○	○	自宅の改修工事	自宅へ			自宅の改修は本児の行動による近隣からの苦情対応のため。月数回の定期利用により、緊急はなくなった
			3				自宅へ			

利用実人数	19人	支給あり	15	契約あり	13	出口支援会議	3	拠点会議	1
-------	-----	------	----	------	----	--------	---	------	---

(以上出典 社会福祉法人佑啓会)

2. 面的整備 (民間)

氏名	年代	種別	SS利用期間	支給	契約	入口	出口	出口支援会議	拠点会議	その後
T	20	知的	当日CXL		○	お身内不幸があり保護者帰省のため	終了			
N	20	知的	1日	○	○	お身内不幸があり保護者帰省のため	帰省終え終了			
T	30	知的	3日	○	○	親族入院で介護者が実家にもどる為	ご家族もどられ終了			
A	30	知的	2日	○	○	親族の葬儀の為	ご家族もどられ終了			
O	50	知的	5日	○	○	介護者の入院、手術	ご家族退院にて終了			
T	30	知的	2日	○	○	親族入院で介護者が実家にもどる為	ご家族もどられ終了			
T	30	知的	8日	○	○	親族の葬儀のため	月またぎで継続	○		
M	30	知的	4日	○	○	介護者の怪我	家族落ち着き終了			
T	30	知的	8日	○	○	親族の葬儀、遺品の片付けなど	ご家族もどられ終了			
O	50	知的	2日	○	○	市役所から依頼のケース	翌日自宅に帰り終了			
S	20	身体	2日	○	○	介護者の怪我	ご家族もどられ終了			
M	未就学	知的	2日	○	○	虐待予防の為 (家族の負担軽減)	翌日自宅に帰り終了			
H	30	知的	2日	○	○	介護者の怪我 (朝の支度ができない為)	単発利用			
H	30	知的	2日	○	○	介護者の怪我 (朝の支度ができない為)	単発利用			
K	20	知的	1日	○	○	祖父の病状急変のため、要介護者が入院中の病院へ駆けつけるため。	ご家族の病状が安定	○		
K	33	知的	1日	○	○	ご家族との折り合いが悪く、自宅には帰りたくないと強く希望した	相談員が間に入り調整			

(一時ケアセンター・なゆた・千楽より集計)

## 浦安市における障がい者虐待対応状況【令和5年度】

### I 養護者による障がい者虐待の内容等

(1) 相談・通報者（複数回答）

	本人による届げ出	家族・親族	近隣住民・知人	民生委員	医療機関関係者	教職員	相談支援専門員	施設・事業所の職員
浦安市	1	1	0	0	0	0	5	14
全国	1,128	244	129	16	232	23	918	941
(構成割合)	(13.0%)	(2.8%)	(1.5%)	(0.2%)	(2.7%)	(0.3%)	(10.6%)	(10.9%)

	虐待者自身	警察	当該市区町村行政職員	介護保険法に基づく居宅サービス事業等従事者等	成年後見人等	その他	不明	合計
浦安市	0	3	2	0	0	0	0	26
全国	12	4,405	390	128	15	228	59	8,868
(構成割合)	(0.1%)	(50.9%)	(4.5%)	(1.5%)	(0.2%)	(2.6%)	(0.7%)	

(注) 全国の構成割合は、相談・通報件数8,650件に対するもの

全国の数値は令和4年度（令和4年4月1日～令和5年3月31日まで）のもの

### II 養護者による障がい者虐待の対応状況

(1) 虐待の有無の判断（事実確認調査を行った事例に対する）

		通報・届出件数	虐待の有無の判断			認定率
			有	無（事実確認中等含む）	判断できず	
平成29年度	浦安市	33	21	10	2	63.6%
平成30年度	浦安市	32	23	6	3	71.9%
令和元年度	浦安市	34	15	18	1	44.1%
令和2年度	浦安市	29	16	11	2	55.2%
令和3年度	浦安市	25	5	12	8	20.0%
令和4年度	浦安市	31	14	14	3	45.2%
令和5年度	浦安市	26	7	16	3	26.9%
	千葉県全体	404	137	-	-	
	全国 (構成割合)	7,402	2,123 (28.7%)	3,588 (48.5%)	1,691 (22.8%)	28.7%

(注) 全国の構成割合は、相談・通報件数8,831件（前年度以前からの繰り越し分181件含む）のうち、事実確認、調査を行った事例7,402件に対するもの  
全国の数値は令和4年度（令和4年4月1日～令和5年3月31日まで）のもの  
千葉県全体の数値は令和3年度（令和3年4月1日～令和4年3月31日）のもの【令和6年6月現在未更新】

(2) 虐待の種別（重複あり）

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄・放置	経済的虐待	合計
浦安市	6	0	3	0	0	9
(構成割合)	(66.7%)	(0%)	(33.3%)	(0%)	(0%)	
全国	1,455	67	681	236	351	2,790
(構成割合)	(68.5%)	(3.2%)	(32.1%)	(11.1%)	(16.5%)	

(注) 全国の構成割合は虐待判断事例2,123件に対するもの

Ⅲ 被虐待障がい者の状況

\*1件の事例に対し、被虐待者が複数存在する場合があるため、虐待判断数とは必ずしも一致しない

- 浦安市の虐待判断事例数は7件、被虐待障がい者数は7人
- 全国の虐待判断事例数は2,123件、それに対し被虐待障がい者数は2,130人

(1) 被虐待障がい者の年齢

	～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上	不明	合計
浦安市	0	0	2	3	1	1	0	0	7
全国	112	472	335	409	538	209	54	1	2,130
(構成割合)	(7.2%)	(20.4%)	(17.0%)	(22.0%)	(22.5%)	(8.5%)	(2.4%)	(0.0%)	

(2) 被虐待障がい者の性別

	男性	女性	不明	合計
浦安市	3	4	0	7
全国	719	1,410	1	2,130
(構成割合)	(33.8%)	(66.2%)	(0.0%)	

(3) 被虐待障がい者の障がい種別（重複あり）

	身体障がい	知的障がい	精神障がい	発達障がい	難病等	合計
浦安市	2	4	2	1	0	9
全国	404	958	924	66	51	2,403
(構成割合)	(19.0%)	(45.0%)	(43.4%)	(3.1%)	(2.4%)	

(注) 全国の構成割合は虐待判断事例2,130件に対するもの

(4) 被虐待障がい者の障害支援区分

	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	なし	不明	合計
浦安市	0	2	1	0	1	0	3	0	7
全国	9	238	258	219	165	161	1,057	23	2,130
(構成割合)	(0.4%)	(11.2%)	(12.1%)	(10.3%)	(7.7%)	(7.6%)	(49.6%)	(1.1%)	

#### IV 虐待者の状況

\*1件の事例に対し、被虐待者が複数存在する場合があるため、虐待判断数とは必ずしも一致しない  
 -浦安市の虐待判断事例数は7件、虐待者数は7人  
 -全国の虐待判断事例数は2,123件、それに対し虐待者数は2,313人

##### (1) 被虐待障がい者からみた虐待者の続柄

	父	母	夫	妻	息子	娘	息子の配偶者	娘の配偶者	兄弟姉妹	祖父	祖母	その他	不明	合計
浦安市	0	3	2	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	7
全国	586	535	376	58	95	36	4	2	363	7	10	239	2	2,313
(構成割合)	(25.3%)	(23.1%)	(16.3%)	(2.5%)	(4.1%)	(1.6%)	(0.2%)	(0.1%)	(15.7%)	(0.3%)	(0.4%)	(10.3%)	(0.1%)	

(注) 構成割合は虐待者数2,313人に対するもの。

##### (2) 虐待者の年齢

	～17歳	18～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	不明	合計
浦安市	0	0	0	0	3	4	0	7
全国	3	132	204	378	610	930	56	2,313
(構成割合)	(0.1%)	(5.7%)	(8.8%)	(16.3%)	(26.4%)	(40.2%)	(2.4%)	

(注)

\*浦安市の数値は令和5年度（令和5年4月1日～令和6年3月31日まで）のもの  
 \*年齢及び支援区分は事実確認時点のもの  
 \*全国の数値は令和4年度（令和4年4月1日～令和5年3月31日まで）のもの  
 \*構成割合（%）は四捨五入しているため、内訳の合計が100%に合わない場合がある

#### V 対応状況

##### (1) 虐待者からの分離

分離の有無	あり	なし	もともと別居	検討中	その他の対応	合計		分離内訳	契約による障害福祉サービスの利用	身体・知的障害者福祉法に基づきやむを得ない事由等による措置	利用契約又は措置以外の方法による一時保護	医療機関への一時入院	その他
浦安市	0	6	0	0	1	7	分離あり →	浦安市	0	0	0	0	0
全国	714	982	221	76	137	2,130		全国	334	53	89	92	146
(構成割合)	(33.5%)	(46.1%)	(10.4%)	(3.6%)	(6.4%)		(構成割合)	(46.8%)	(7.4%)	(12.5%)	(12.9%)	(20.4%)	

(注) 構成割合は被虐待者数2,130人に対するもの。

(注) 構成割合は分離を行った被虐待者数714人に対するもの。

##### (2) 分離を行っていない事例7件における対応の内訳

	養護者に対する助言・指導	養護者が介護負担軽減の為に事業に参加	新たな障害福祉サービスの利用	サービス等利用計画の見直し	障害福祉サービス以外のサービスの利用	再発防止のための定期的な見守りの実施	その他	合計
浦安市 ※	0	0	0	0	0	7	0	7
全国	961	13	261	354	95	858	175	2,717
(構成割合)	(46.8%)	(0.6%)	(12.7%)	(17.2%)	(4.6%)	(41.8%)	(8.5%)	

(注) 全国は「分離の有無に関わらず行った対応の内訳」で、複数回答のもの。

※複数の類型に該当する場合あり。

(注) 全国の構成割合は「現在対応について検討・調整中」の被虐待者数76人を除く2,054人に対する

(3) 成年後見制度等に関する対応

	成年後見制度			日常生活自立支援事業の利用
	開始済み	手続き中	うち市長申立	
浦安市	0	0	0	0
全国	74	64	83	19

VI 虐待の要因

(1) 虐待者の主な要因

	介護疲れ	人格・性格	知識・情報不足	飲酒・キャンブル等への依存	介護等に関する強い不安・悩み・介護ストレス	過去に虐待を行ったことがある	虐待と認識していない	障がい・精神疾患や強い抑うつ状態	その他
浦安市	3	2	1	0	2	1	0	0	0

※複数の類型に該当する場合あり。

(2) 被虐待障がい者の主な要因

	介護度や支援度の高さ	行動障がい	人格・性格	その他
浦安市	0	3	1	3

※複数の類型に該当する場合あり。

(3) 家庭環境の主な要因

	被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係	家庭の経済的困窮（経済的問題）	家庭内に複数の障がい者、要介護者がいる	その他
浦安市	4	0	1	3

※複数の類型に該当する場合あり。

(4) 過去の虐待有無

	過去に虐待認定されていた	虐待認定されていないが虐待兆候の把握あり	虐待兆候把握せず	不明
浦安市	2	0	1	4

VII 施設従事者等による障がい者虐待の状況

※事実確認調査を行った事例

	通報届出件数		認定件数	認定率
	通報	届出		
平成28年度	6	1	1	14%
平成29年度	9	3	1	8%
平成30年度	6	3	4	44%
令和元年度	11	1	4	33%
令和2年度	4	0	2	50%

令和3年度	8	0	1	13%	誤り⇒(正)6%
令和4年度	10	8	1	10%	
令和5年度	9	4	2	15%	

**Ⅷ 使用者による障がい者虐待の状況**

	通報届出件数	
	通報	届出
平成28年度	2	0
平成29年度	0	2
平成30年度	3	0
令和元年度	4	1
令和2年度	0	0
令和3年度	0	2
令和4年度	1	0
令和5年度	0	0

(参考資料)

\* 令和4年度「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果報告書 (令和5年12月)

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 地域生活支援推進室

\* 障害者虐待の通報・届出の受付状況等 (令和5年4月1日～令和6年3月31日)

千葉県 健康福祉部 障害福祉事業課 虐待防止対策班

## 浦安市における障がい者差別対応状況【令和5年度】

### I 相談の状況

#### (1) 相談者

	障がい者本人	障がい者の家族	障がい者の関係者	相手方（個人）	相手方（法人・団体）	その他	合計
令和4年度	7	0	1	0	1	1	10
令和5年度	3	3	0	0	0	0	6

#### (2) 相談者のうち、「障がい者本人」の障がい種別（重複障がいはそれぞれカウント）

	視覚	聴覚	言語等	肢体不自由	内部障がい	知的	精神	発達	高次脳	その他（難病等）	不明
令和4年度	1	1	0	1	0	1	3	0	0	0	0
令和5年度	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	1

#### (3) 相談者のうち、「障がい者の家族」「障がい者の関係者」の場合の対象者の障がい種別（重複障がいはそれぞれカウント）

	視覚	聴覚	言語等	肢体不自由	内部障がい	知的	精神	発達	高次脳	その他（難病等）	不明
令和4年度	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
令和5年度	0	0	0	2	0	1	1	0	0	0	0

#### (4) 相談者のうち、「相手方（個人）」「相手方（法人・団体）」「その他」の場合の対象者の障がい種別（重複障がいはそれぞれカウント）

	視覚	聴覚	言語等	肢体不自由	内部障がい	知的	精神	発達	高次脳	その他（難病等）	不明
令和4年度	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
令和5年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

Ⅱ 相談分野

(1) 相談分野

	福祉サービス	医療	商品・サービス	雇用	教育	建物・公共交通機関	不動産	情報の提供等	その他	合計
令和4年度	0	0	4	1	0	1	0	0	4	10
令和5年度	0	0	4	0	1	0	1	0	0	6

(2) 相談分野と障がい種別との関係（重複障がいはそれぞれカウント）

	視覚	聴覚	言語等	肢体不自由	内部障がい	知的	精神	発達	高次脳	その他（難病等）	不明	合計
福祉サービス	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
医療	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
商品・サービス	0	0	0	2	0	0	1	1	0	0	1	5
雇用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
教育	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	2
建物・公共交通機関	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不動産	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
情報の提供等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	3	0	1	1	1	0	0	1	7

### Ⅲ 対応状況

(1) 差別をされた側・千葉県（広域専門指導員）・その他からの相談への対応状況

相談主体	機関種別	相談種別	相談件数	対応中	終結				
					調整活動	状況聴取のみ	情報提供・助言	関係機関への引き継ぎ	その他
差別をされた側・千葉県 (広域専門指導員)・その他	公的機関	合理的配慮の不提供	1	0	0	0	1	0	0
		不当な差別的取扱い	0	0	0	0	0	0	0
	民間企業等	合理的配慮の不提供	4	0	1	0	2	0	1
		不当な差別的取扱い	1	0	1	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0
計			6	0	2	0	3	0	1

(2) 相手方からの相談への対応状況

相談主体	機関種別	相談件数	対応方法			
			状況聴取のみ	情報提供・助言	関係機関への引き継ぎ	その他
相手方	公的機関	0	0	0	0	0
	民間企業等	0	0	0	0	0
計		0	0	0	0	0

障がい者差別の解消についての条例が変わります!!

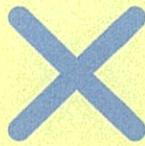
# 令和6年4月1日から【事業者】に対しても 合理的配慮の提供 が義務化されます!

	行政機関等	事業者
不当な差別的取り扱い	禁止	禁止
合理的配慮の提供	義務	努力義務 ▶ <b>義務</b>

## 合理的配慮の提供とは?

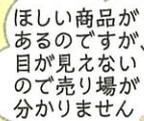
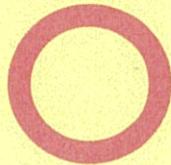
事業者や行政機関等に、障がいのある人から、社会の中にあるバリア(障壁)を取り除くために何らかの対応を求められたときに、負担が重すぎない範囲で対応を行うこととしています。

例えば障がいのある人が来店したときに...



障がいのある方は入店お断りです

来店するときは家族と一緒に来てください



ほしい商品があるのですが、目が見えないので売り場が分かりません

それならお求めの商品の売り場まで案内しますね!

## 不当な差別的取り扱い

禁止

●障がいのある人に対して、正当な理由なく、障がいを理由として、サービスの提供を拒否することや、サービスの提供に当たって場所や時間帯を制限すること、障がいのない人には付けない条件を付けることなどは禁止されています。

## 合理的配慮の提供 令和6年4月1日から事業者も義務

●障がいのある人は、社会の中にあるバリアによって生活しづらい場合があります。  
●障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が示されたときには、負担が重すぎない範囲で対応することが求められます。  
●「合理的配慮の提供」に当たっては、障がいのある人と事業者が話し合い、お互いに理解し合いながら共に対応案を検討することが重要です。

一障がい者差別について学んでみよう!

## 合理的配慮の提供



QRコード

### 障がい者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト

知る

「障害者差別解消法」により定められている事項について理解していただくためのサイトです。事例動画などでわかりやすく説明しています。



QRコード

### 障がい者差別解消に関する事例データベース

調べる

「不当な差別的取扱い」や「合理的配慮の提供」などについて、行政機関や事業者等の相談窓口へ寄せられた具体例を、障がい種別などに応じて検索できます。



浦安市 障がい者権利擁護センター 〒279-8501 浦安市猫実一丁目1番1号

TEL 047-712-6837

FAX 047-355-1294

e-mail shougaijigyou@city.urayasu.lg.jp

浦安市では、“やさしいまち”を目指して条例を制定しました。



浦安市障がい理由とする差別の解消の推進に関する条例

市では、障がいを理由とする差別の解消を推進し、全ての市民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生するやさしい社会の実現に向けて、条例を制定しました。

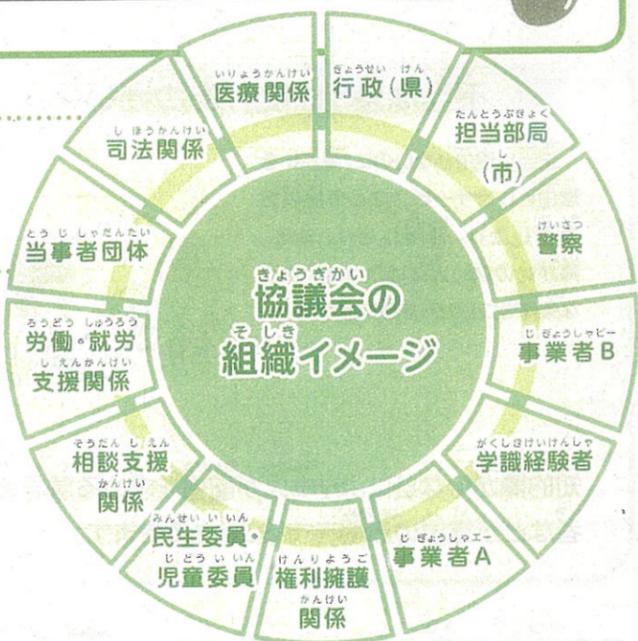
障がいのある人に対する差別や虐待の多くは、誤解・偏見及び理解の不足から生じていることから、市民がお互いの立場を理解し合い、協力し、差別をなくす取り組みを進めることが大切です。

障がいを理由とする差別を解消するための取り組みは、障がいのある人だけでなく、このまちで暮らす全ての人にぬくもりと希望をもたらす、地域社会を根底からやさしくしていくはずです。

条例全文は市ホームページで確認できます 「ページID 1012431」でクリック!

「浦安市高齢者・障がい者権利擁護協議会」のネットワークで解決

市では、虐待を受けた高齢者や障がいのある人の保護や自立のための支援・養護者への支援・虐待防止の取り組み、また、障がいを理由とする差別に関する相談や紛争の防止・解決の取り組みを進めるために、さまざまな関係機関・団体で構成する協議会を設置しています。



障がい者虐待や障がいを理由とする差別に関する相談・通報・届出窓口

- 窓口開設時間：月～金曜日(年末年始・祝日を除く)午前8時30分～午後5時
- 市役所代表番号：047-351-1111
- 所在地：浦安市猫実1-1-1 庁舎3階 障がい事業課内
- ファクス番号：047-355-1294
- センター直通番号：047-712-6837(窓口開設時間内の受付です)
- Eメール：shougaijigyoun@city.urayasu.lg.jp

障がい者差別に関する千葉県の相談窓口 「千葉県障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」に基づく相談員である、広域専門指導員と地域相談員もいます。詳しくは「浦安市障がい福祉ガイドブック」をご覧ください。



虐待・差別のないやさしいまちをめざして

知っていますか?

障害者虐待防止法  
障害者差別解消法

障がいや社会的障壁によって日常生活または社会生活に制限を受ける方が対象 ※障がい者手帳を取得していない場合も含まれます。

身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がいを含む)、その他の心身の機能の障がいがある人で、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある人が対象となります(18歳未満の人も対象になります)。

社会的障壁とは

社会における事物	制度
通行、利用しにくい施設、設備など	利用しにくい制度など
慣行	概念
障がいのある人への配慮がない慣習、文化など	障がいのある人への偏見など

心身の障がいによるものだけでなく、障がいのある人にとって日常生活や社会生活を送るうえで障壁となるさまざまなもので、事物、制度、慣行、概念などがあげられます。

# 障害者虐待防止法って?

障害のある人のあたりの生活を守る法律です。

障害者虐待防止法(正式には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援に関する法律」)は、虐待によって障害のある人の権利や尊厳がおびやかされることを防ぐ法律です。障害のある人の安定した生活や社会参加を助けるために、みんなで虐待の防止に取り組みましょう。

# 障害者差別解消法って?

「障害を理由とする差別」をなくすための法律です。

障害者差別解消法(正式には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」)は、国や市区町村といった行政機関や、会社やお店などの民間事業者の、障害のある人に対する「障害を理由とする差別」をなくすための決まりごとを定めた法律です。障害のあるなしにかかわらず、すべての人がお互いの人格と個性を尊重し合いながら共生できる社会をつくることを目的としています。

## 3 種類の障害者虐待

### ① 養護者による虐待

障害のある人の生活の世話や金銭の管理などを行っている家族や親族、同居する人による虐待の事です。

### ② 施設従事者等による虐待

障害者福祉施設や障害福祉サービスの事業所で働いている職員による虐待の事です。

### ③ 使用者による虐待

障害のある人を雇って働かせている事業主などによる虐待の事です。

## 障害者虐待の例

### 身体的虐待

- 閉じ込める
- 不要な薬を飲ませる
- 平手打ちにする
- 縛りつける
- 殴る
- つねる
- 蹴る
- など

### 性的虐待

- わいせつな行為をする
- 不必要に身体に触る
- わいせつな話をする、映像を見せる など

### 心理的虐待

- 子どもあつかいする
- 仲間に入れない
- わざと無視する
- 悪口を言う
- ののしる
- 怒鳴る
- など

### 放棄・放任(ネグレクト)

- 十分な食事を与えない
- 不潔な住環境で生活させる
- 必要な医療や福祉サービスを受けさせない など

### 経済的虐待

- 年金や賞金を渡さない
- 勝手に財産や預貯金を使う
- 日常生活に必要な金銭を与えない など



### 養護者への支援も大切です

障害者虐待では、虐待をしている側の家族など養護者にも支援が必要な場合が少なくありません。介護疲れや障害への知識不足、家族間の人間関係、養護者自身の障害など要因はさまざまですが、虐待をしてしまう養護者を含む家族全体を地域ぐるみで支援することが根本的な虐待防止につながります。

- 養護者に対するサポート例
- 知識や技術を増やす
  - 心のケアをする
  - 負担を軽減する
  - 専門的な支援をする

### 通報や届出をした人の情報は守られます

虐待の通報をした人や届出をした人を特定する情報は慎重に取り扱われ、市区町村の職員には守秘義務が課せられています。また、通報者が施設や職場の職員による場合、通報を理由に解雇などを行うことは禁じられています。匿名による通報でも、通報内容は受け付けてもらえます。



### 障害のある人への

## 「不当な差別的とりあつかい」と「合理的配慮の不提供」をなくしましょう!

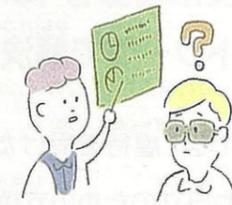
### 不当な差別的とりあつかい

正当な理由がないのに、障害を理由としてサービスなどの提供を拒否したり、制限したり、また、障害のない人にはつけないような条件をつけたりすることです。



### 合理的配慮の不提供

障害のある人から何らかの配慮を求める意思の表明があったにもかかわらず、負担になりすぎない範囲で、「社会的障壁」を取り除く配慮をしないことです。特に女性や子どもの場合、その特性に応じた配慮も必要です。



知的障害などにより本人が配慮を求める意思を表明することが困難な場合には、その家族、介助者、支援者などが意思の表明をすることもできます。

## この法律で守らなければならないポイント

	不当な差別的とりあつかい	合理的配慮の提供
国の行政機関・地方公共団体など	禁止	法的義務
民間事業者など*	禁止	法的義務

\*民間事業者には、個人事業者やNPOなど非営利事業者も含まれます。

合理的配慮は、行政活動のほか、教育、医療、公共交通など幅広い分野が対象となり、さまざまな配慮が求められます。そこで、行政機関などは率先して取り組むように法的義務とし、民間事業者などは努力義務として、各分野の対応指針による自主的な取り組みが促されています。

### 雇用の場における差別について

障害のある人が働いている会社やお店では、改正障害者雇用促進法により、不当な差別的とりあつかいが禁止され、合理的配慮の提供を行わなければならない。

また、障害のある人からの相談に対応する体制を整備し、障害のある人からの苦情は自分たちで解決するよう努めなければならない。